

ある日の夜、女の子がお母さんに連れられて私の働く書店にやってきました。

BOOK



万引きはやめて！！

みなさん想像してみてください。
あなたの家族や友だち、
どれだけの人が悲しむか

書店店長／脇谷 貴子さん(仮名)

女の子はお店で万引きをした商品を持って、お母さんと謝りに来たのです。お母さんは絶望したような顔をしていました。

その時の私の気持ちをみなさんにお伝えします。

みなさんは誰かに裏切られたことはありますか。

私は女の子が謝りにきた時「ゆるせない、悲しい」という気持ちでいっぱいでした。

反省の顔を見ても、謝罪の言葉を受けても、商品が返ってきても、万引きした事実は消えてなりません。



お店は商品が一つ盗られると大きなダメージを受けます。万引きでつぶれてしまったお店もあります。苦しむ人はたくさんいるのです。

書店員は「より多くの本と出会ってほしい」という思いで日々働いています。万引きはそんな気持ちをふみにじる行為なのです。



せつとうざい
万引きは窃盗罪
【刑法第235条】

10年以下の懲役または
50万円以下の罰金です。

お店からは、被害弁償だけではなく、対処にかかった拘束時間の損害等を損害賠償請求されることがあります。

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構 <https://www.manboukikou.jp>
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-2 書店会館4階 Tel. 03-5244-5612 Fax. 03-5244-5613

企画協力 **経教** 一般社団法人 日本経済教育センター <http://www.keikyo-center.or.jp/>

編集専門委員：揚村 洋一郎 東海大学付属仰星高等学校中等部・高等学校校長 三枝 利多 東京都目黒区立東山中学校教諭 篠田 健一郎 東京都立西高等学校教諭
(50音順) 竹原 眞 東京都江東区立深川第四中学校校長 長谷川 知子 (一社)日本経済団体連合会 SDGs本部本部長

協力：全日本中学校長会生徒指導部

後援 文部科学省／警察庁／日本小売業協会 協力 日本万引防止システム協会

この壁新聞は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

教員の皆様へ いつも壁新聞の掲示にご協力いただきありがとうございます。

今後の改善のために万防機構ホームページ上にある「万引防止啓発のための壁新聞掲示に関するアンケート」にご回答をお願いします。

この壁新聞は全国万引犯罪防止機構のホームページで閲覧・ダウンロードできます。
<https://www.manboukikou.jp>

